

平成十八年五月十六日受領
答弁第一四五号

内閣衆質一六四第二四五号

平成十八年五月十六日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出在上海総領事館員の遺書に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出在上海総領事館員の遺書に関する第三回質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の事実について、外務省から内閣総理大臣官邸（以下「官邸」という。）に対して報告しないことについては、外務省の担当部局が判断したものである。当該担当部局の長は、大臣官房長及びアジア大洋州局長である。

三について

御指摘の「情報」が具体的に意味するところが必ずしも明らかではなく、一概にお答えすることは困難であるが、平成十七年十二月二十七日前に、外務省から御指摘の者に対し、同日に外務省から官邸に対して行われた報告と同様の報告が行われていたことは、確認されていない。